鎌田第三地区防災計画

(鎌田新町町内会、舟戸町内会、上台町内会、陳光町内会)

令 和 5 年 3 月 鎌 田 第 三 地 区

目 次

1	基本的	は考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1				
2	対象範	囲	•		•	•				•	•			•		•	•	•		•	•			•	Ρ	1				
3	地区で	予想	さり	れ	る	災	害																							
(1)	把握	事項	į																						Р	1				
(2)	把握	の方	法		•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•						Р	2				
4	活動体	制	•	•	•	•	•	•		•	•			•	-	•	•	•		•	•	•		•	Ρ	2				
5	活動方	'針																												
(1)	平常	時の	取	IJ	組	み		٠	•	•	•	•	•	•	•	٠	٠	•	٠	•	•	•	•	•	Ρ	2	~	P;	3	
(2)	災害	時の	対	応		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	Ρ	3	~	Р :	5	
(3)	避難	行動	要	支	援	者	^	の	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	5				
6	防災対	策																												
(1)	防災	訓練	į				•																		Ρ	5	~	Р	6	
(2)	避難	所等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	Р	6				
7	計画の	保管		修	正	等					•	•		•			•	•		•	•	•			Ρ	7				
8	附則																								Ρ	7				
別紐	ŧ																													
	別紙 1	「銻	田	第	Ξ:	地	区		編	成	組	織	表	J						•					Р	8				
	別紙2	「連	絡	先	J		•																		Р	9				
	別紙3	「銻	田	第	Ξ	地	区	災	害	対	応	タ	1	ム	ラ	1	ン	J												
		1	大	雨		台	風	対	応																Р	1	0			
		2	地	震		火	災	対	応																Р	1	1			
	別紙4	「銻	田	地	区	防	災	マ	ッ	プ	J														Р	1	2			
	別紙5																													
	別紙 6										_																	~ [P 1	Į.

1 基本的な考え方

近年、急速な温暖化に伴い全国各地で線状降水帯による大雨の被害、地震活動が頻繁に発生しており、非常に激しい大雨や地震による甚大な被害がより身近な問題となっています。

福島市においても、これまでに台風や地震等による被害が度々起きている状況から、自然災害がもたらす脅威による市民生活への影響が懸念されています。

これらの異常気象がもたらす災害から地区住民の安全を確保し被害を少しでも 軽減するため、平常時から災害対応について地区住民が協力し合って行う事前準 備が重要になっています。

本計画は、洪水、地震などの自然災害の発生、もしくは災害を想定した対応、さらには平常時における準備事項等を記載して地区住民の防災意識の高揚と危機管理を共有し行動するために欠かせない地区防災力の強化を図ることを目的としています。

2 対象範囲

この計画の対象範囲は、「鎌田新町町内会」、「舟戸町内会」、「上台町内会」、「陳光町内会」の4つの区域とし、鎌田第三地区とします。

3 地区で予想される災害

地区で近年発生した災害は大雨による河川の越水や氾濫による洪水災害のほか、地震によって住宅が一部損壊等の被害を受けています。

過去の災害を教訓に洪水ハザードマップ等を参考に地区の危険地域等の状況を確認、把握するなど今後発生する自然災害に備えていく必要があります。

本計画では、「鎌田地区防災マップ」及び「洪水ハザードマップ」を掲載して、 地区住民に災害時の対応についての注意喚起を図ります。

- ・「鎌田地区防災マップ」・・・別紙4
- ・「洪水ハザードマップ」・・・別紙5

(1) 把握事項

- ① 危険地域
 - ・洪水・冠水災害 ・・・ 八反田川、蛭川合流地内
- ② 地区の主な災害履歴
 - ・令和元年10月12日 台風19号による洪水・冠水災害
 - ・ 令和 4 年 3 月 1 6 日 福島県沖の地震による住宅等一部損壊

(2) 把握の方法

① 河川の住宅への浸水及び田畑の冠水対策として八反田川、蛭川の水位観測 及び大雨警報等の情報収集

(NHK防災ニュース、国交省ホームページなど参照)

② 各マップの活用 (鎌田地区防災マップ、洪水及び内水ハザードマップ)

4 活動体制

- (1) 第三地区の鎌田新町町内会長を本部長として「第三地区防災対策組織」を編成し、4町内会及び関係機関による組織とし、地区の災害対応を図ります。
- (2) 組織体制:「鎌田第三地区編成組織表」・・・別紙1

5 活動方針

地区の災害対応を「平常時の取組み」、「災害時の対応」、「避難行動要支援者の 支援」に区分し、地区住民及び4町内会自主防災組織等が防災・減災活動に尚一 層取り組んでいくための活動方針です。

(1) 平常時の取組み

災害発生時に4町内会の地区住民が連携協力して対応できるよう平常時から 防災・減災に取り組むこととします。

① 防災・減災知識の普及啓発

各町内会や事業所等が、平常時から防災・減災に関心を持ち災害に対して協力して準備することが重要です。

そのために、定期的に防災関係機関が行う防災講話等により、普及や啓発活動を進め、若者世代の参加を促し防災意識の高揚を図ります。

② 町内会役員、民生児童委員、消防団等の役割分担 平常時から災害時における役割分担を明確にして迅速な対応をします。

③ 地区内の安全点検

防災・減災のために重要なことは、自分たちの住む地区を知ることです。 地区防災マップを基に、日頃から地区の危険個所や防災上問題のある場所等 を確認して、改善のための働きかけや危険回避の方法を検討します。

- ④ 指定避難所、町内会集会所等の確認及び避難経路の確認 災害発生時に開設される指定避難所や町内会集会所等の場所及び避難経路 を確認するよう町内会に周知し、災害時に迅速に避難できるようにします。
- ⑤ 避難行動要支援者の把握とコミュにケーション 各町内会単位で未登録者を含めた避難行動要支援者について現状の把握に 努め、日頃からコミュニケーションを図り災害発生時の行動等について確認 を行います。

⑥ 災害対応タイムラインの作成

災害時や被害の発生が予想される場合、地区住民が迅速な避難行動をとれるよう、「鎌田第3地区災害対応タイムライン」を作成し対応します。

- ・「鎌田第三地区災害対応タイムライン」・・・別紙3
- ⑦ 訓練の実施(6 防災対策(1)防災訓練を参照) 訓練は、災害発生時に慌てず的確に対応するために欠かせない活動です。 日頃の訓練によって、災害時に適切に対応できることを地区住民に周知して

行います。

(2) 災害時の対応

災害時には、消防・警察の防災関係機関と連携協力しながら地区住民で力を 合せ、被害を最小限に抑える減災活動を行っていきます。

また、危険を感じた場合は早めの避難行動を取り、大切な命を守る行動をお願いします。

① 情報伝達·収集

ア 情報収集

気象庁が発表する気象情報や福島市が発令する避難情報、災害情報及び 指定避難所の空き情報等をテレビ等から収集します。

・「インターネットからの情報収集要領」・・・別紙6

イ 情報伝達

情報を収集した各町内会の情報伝達に掛かる担当役員は、町内会連絡網等により自主防災組織の役員に伝達し情報の共有を図ります。

ウ 災害情報の伝達

町内会で災害が発生した場合、各町内会役員等は被災状況などを取りま とめ、地区本部長もしくは副本部長へ報告する。

地区本部は、被災町内会以外の町内会へ地区の被災状況等を伝達して、地区内での災害情報の共有を図っていきます。

② 被災状況の把握及び消防署への出動要請本部は地区の被災状況を把握して支所へ報告し、協議後に消防署への出動要請を行います。

③ 火災対応

火災予防対策として、各世帯での火災報知器設置を進めます。

4) 大雪対応

通学路や利用者の多く交通安全上重要な歩道のほか、高齢者世帯など自ら除雪作業が困難な世帯について出来るだけ協力して事故等の発生を未然に防ぐように努めます。

⑤ 被災町内会への支援

町内の被災状況を確認後、避難行動等に影響のない範囲で被災町内会の 支援活動を行います。

⑥ 避難行動

「危険な場所」、「危険を感じた場合」、直ちに安全な場所へ避難するよう行動します。

また、避難する際は、隣近所への声掛けを行って避難します。

⑦ 指定避難所及び集会所等への誘導及び開設運営支援

ア 指定避難所が開設された場合には、各町内会は協力して避難所への誘導 を行います。

イ 町内会集会所等を一時避難所として開設した場合は、町内会住民が協力 して避難者の受け入れ等を行います。

また、代表者が避難者数と健康状態等を支所に報告します。

⑧ 避難所における感染症対策

指定避難所、集会所等に避難した場合には、コロナウイル感染症やインフルエンザ等の感染症を防ぐために次の事項を重視します。

ア 避難する場合、自分の体調等を把握してマスクを着用して避難する。

- イ 避難所等の入口においては、体温検査、手指の消毒を行います。
- ウ 避難所内では、3密(密接・密集・密閉)を避けて行動します。

9 給食・給水活動

避難生活が2日以上の場合(火災の場合は当日から)には、必要に応じて 支所と連携しながら炊き出しなど支援します。

⑩ 防犯活動

災害時に避難して留守になった家屋等を町内会役員、消防団等が地区(各町内会)を不定期的にパトロールを行い、異常を発見した場合は支所及び警察に連絡し、事後の対応をお願いします。

(3) 避難行動要支援者への支援

災害時に特に被害を受けやすい高齢者や障害者など、助けを必要とする 「避難行動要支援者」や「子ども」を災害から守るため、地区住民が協力して 要支援者の避難所への避難行動を支援します。

6 防災対策

(1) 防災訓練

大規模災害発生に備えて、情報収集・伝達・消火、救出・救助、避難等が 迅速かつ的確に行われるように防災訓練を行います。

訓練の種類は、「個別・町内会訓練」、「鎌田第三地区総合防災訓練」、「体験イベント型訓練」及び「図上訓練」とします。

① 個別・町内会訓練

家庭及び町内会が行う訓練であり、主な訓練は次のとおりです。

- ア 情報収集訓練
- イ 地震発生時の安全確保訓練(頭を守り、安全な場所に避難)
- ウ 初期消火訓練 (家庭用消火器による消火等)
- エ 避難訓練(指定避難所まで徒歩による移動。夜間も実施)

② 鎌田第三地区総合防災訓練

各町内会自主防災組織及び防災関係機関等が参加し地区合同で行います。

ア 情報伝達訓練

各町内会の自主防災組織表により災害の情報を伝達します。

イ 避難・避難誘導訓練

各町内会集合場所から指定避難所への避難と、避難誘導訓練を同時に行います。

③ 体験イベント訓練

起震車による揺れ体験(地震)、煙テントによる煙体験(火災)等を消防機関の協力を得て行います。

④ 図上訓練

鎌田地区防災マップを基に、町内会ごとに危険個所や避難経路等の図上訓練(DIG)を行い、災害時の対応に備えます。

- ⑤ 訓練計画立案・訓練時期及び回数
 - ア 個別訓練は、各家庭や隣近所で定期的に行います。
 - イ 町内会訓練は、町内会の自主防災組織が計画を立て年1回程度行って いきます。
 - ウ 地区総合防災訓練は、地区防災訓練実行委員会が計画を作成し実行する ものとします。

(2) 避難所等

地区内及び近隣の「指定避難所」、「災害時の開設集会所等」は、以下のとおりです。事前に災害時に避難できる場所の確認をお願いします。

① 指定避難所

	避難所名		洪水	土砂 災害	地震	大規模 火災
1	北信学習センター	注①	0	0	0	0
2	鎌田小学校	注②	0	0	0	0
3	北信中学校	注③	0	0	0	0
4	アクティおろしまち		0	0	0	0

- (注①) 北信学習センター・・避難情報発令前に開設(自主避難所)
- (注②)鎌田小学校・・・警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難で開設)
- (注②) 北信中学校・・・警戒レベル4 (避難勧告・避難指示で開設)
 - ※市が発令する避難情報及び避難所開設情報により、開設する避難所を 事前に確認してください。
- ② 災害時に開設する集会所
 - ・「舟戸集会所(洪水時は除く)」、「陳光団地集会所」を開設。
- ③ その他(車で移動できる緊急避難場所)
 - 公設地方卸売市場

7 計画の保管・修正等

(1) 計画は、本部長、副本部長、作成委員及び各町内会役員等が所持保管する。 役職交代時には本計画を申し送ることとする。

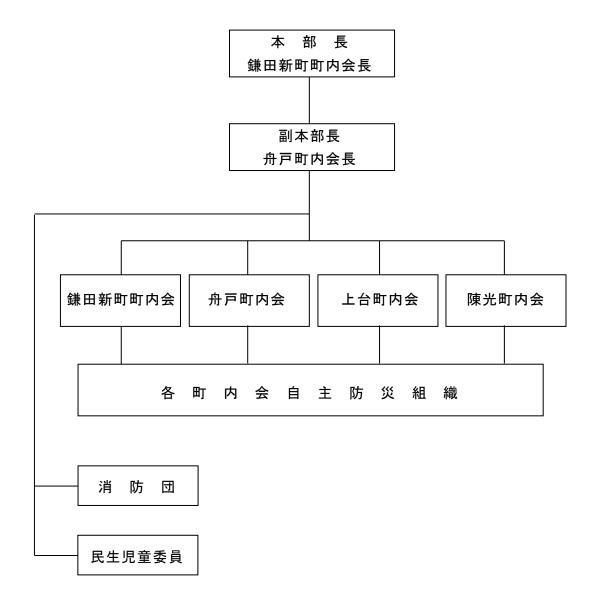
また、計画を市役所危機管理室へ一部提出し、危機管理室は計画を保管する。

(2) 計画データは、本部長、市役所危機管理室が保管する。 計画を修正した場合は、本部長は危機管理室へ報告する。

8 附則

この計画は令和5年4月1日より施行する。

鎌田第三地区 編成組織表



※ 1

第三地区として本部を設置し、本部長及び副本部長を置く。 本部は本部長宅とする。

X 2

各町内会長は、町内会で災害等が発生した場合には、直ちに本部長へ連絡する。 本部長は被災町内会以外の町内会長、消防団及び民生児童委員へ状況を連絡し 地区内で被災状況について、情報の共有を図る。

また、本部長は鎌田地区防災対策本部(北信支所)へ状況を報告する。

別紙2

絡 先 連 氏 名 連 絡 役職 先 本部長 (鎌田新町町内会長) 副本部長 (舟戸町内会長) 上台町内会長 陳光町内会長 鎌田新町町内会代表者 舟戸町内会代表者 民生児童委員代表者 北信支所 支所長 024-554-1111 北信学習センター 024-554-1115 館長 鎌田小学校 事務室 024-553-2211 北信中学校 事務室 024-553-5049 飯坂消防署東出張所 所 長 024 - 553 - 7796

警備係

024-554-0110

福島北警察署

鎌田第三地区災害対応タイムライン

1 大雨・台風対応(災害時を日時とする。)

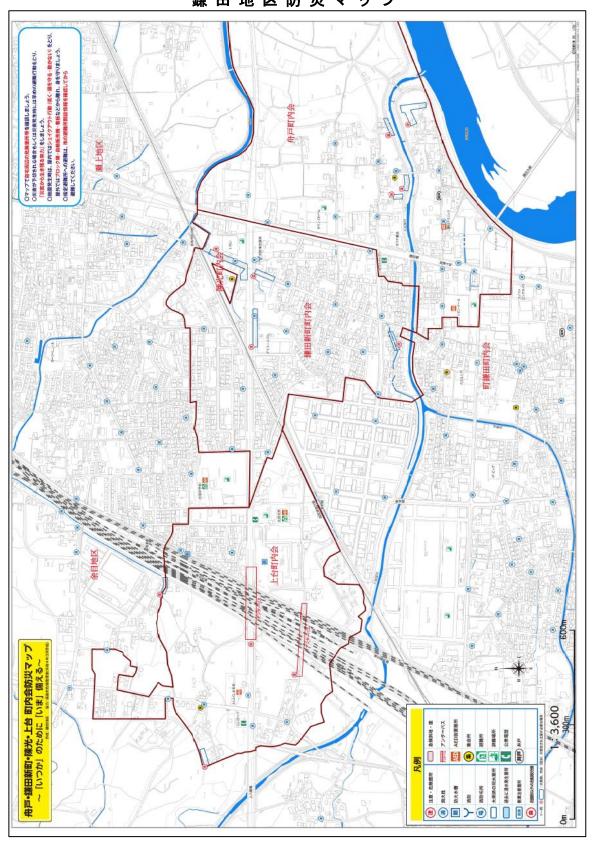
DE TH	₩ :□	対 応 等
時 期 	大	,, ,, ,,
H — 4 8 h (2 日前)	・福島市に「大雨注意報」 ・台風は2日後に福島県に 上陸されると予想	〇大雨・台風情報の収集・伝達・各家庭でテレビ等の媒体を活用して気象情報を収集・各町内会の防災役員による情報収集
H — 2 4 h (1 日前)	・福島市に 「大雨・洪水警報」発表 ・八反田川、蛭川の水位 「水防団待機水位」に到達 ・指定避難所の開設 「北信学習センター」	○地区本部設置 ・本部役員による情報収集及び 対応協議 ○消防団第11分団による広報 活動
H — 1 2 h	・「大雨・洪水警報」継続・「土砂災害警戒情報」発表・八反田川、蛭川の水位 「避難判断水位」に到達・八反田川、蛭川流域に 警戒レベル3「高齢者等 避難」発令	 ○大雨(台風)の情報収集 ○避難開始・避難誘導 ・指定避難所 北信学習センター、北信中、鎌田小学校など ○各町内会 ・被害、避難状況を地区本部へ報告 ・浸水防止対策の実施(土嚢設置等)
H時	・台風福島県中通りに上陸 ・「大雨・洪水警報」継続 ・「土砂災害警戒情報」継続 ・八反田川水位 「氾濫危険水位」到達 ・八反田川流域に 警戒レベル4「避難指示」発令 ・〇〇町内会で低い土地への浸水、冠水被害発生	 ○地区本部対応 ・地区全体の避難状況を確認 ・各町内会の浸水等被害状況確認 ・地区全体の被害状況を各町内会へ報告(情報の共有) ・被害発生町内会への支援(支援要員の確保等)

地震・火災対応(地震(震度5以上)の発生をH時とする。)

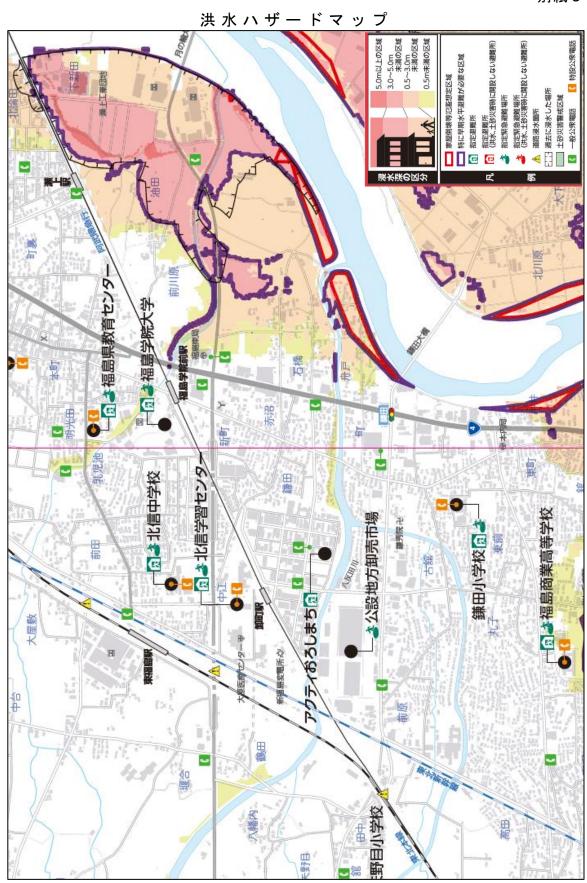
時 期	状 況	対 応 等
H時 (発生時)	・福島県沖を震源とする M7.0の地震発生 ・福島市 震度5強	○各家庭地震発生時の安全確保行動(頭を守り、安全な場所に避難)
H + 0.5 h	・〇〇町内会において 一部損壊家屋あり ・〇〇町内会で住宅火災 発生	○各町内会 住民の安否確認及び被害状況 把握 ○火災発生町内会 ・消防署へ通報 ・消防団、住民による初期消火 活動
H + 1 h	・〇〇町内会の倒壊家屋に生存者あり	○地区本部設置 ・地区住民の安否確認 ・地区の被害状況把握 ○倒壊家屋の発生町内会 ・住民による救出活動及び応急 ・処置 ○救急要請 ・消防署への連絡
H + 2 h 以降	・福島市避難所の開設「北信学習センター」	 ○地区本部 今後の対応協議 ○町内会 集会所を開設 避難所への被災者の受け入れと 運営 ○地区全域 開設避難所の運営支援 支援物資の調達等の支援

鎌田地区防災マップ

別紙4



別紙 5



インターネットからの情報収集要領

○気象庁 キキクル

- 1 インターネットで「気象庁 あなたのまちの防災情報」を検索
- 2 下記画面から「東北 福島県」をクリック



3 下記画面から「福島市」をクリック



4 下記画面の「あなたのまちの防災情報」をクリック



5 下記画面から各種気象情報をクリックすると確認できます。 「キキクル」をクリックすると6の画面が表示されます。



6 下記画面から「土砂災害」「浸水害」「洪水害」「土砂災害警戒区域等」を クリックすると現在の状況が確認できます。

